平成２８年（フ）第２３９号
盛岡市新田町９番15号第３甚ビル
破産者　株式会社ビー・エム・エス
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第８４号
茨城県土浦市下高津２丁目３番26号、前住所茨城県つくば市妻木1514番地
破産者　亡髙野邦男相続財産
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第４２号
茨城県土浦市北神立町２番地11
破産者　株式会社ティーケーエフ
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２２８号
名古屋市北区六が池町453番地
破産者　株式会社名興
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２１２号
大阪市中央区西心斎橋２丁目９番５号
破産者　株式会社エ・ビ・シーレジャーシステム
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８７２号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目17番27号
破産者　株式会社マルタカ
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２２４号
大阪市西区立売堀５－１－６－502
破産者　株式会社ＭＩＬＬＩＯＮ
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４号
神戸市中央区脇浜町２丁目１番22号
破産者　株式会社カームハウジング
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３２号
北九州市小倉北区山門町３番36号
破産者　株式会社小山田電機商会
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５４号
東京都東村山市栄町１丁目８番地３遠藤スカイハイツ201
破産者　磯貝久美子
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０９号
東京都武蔵野市境２丁目５番５号クレール武蔵境302
破産者　有田住宅株式会社
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２６号
東京都八王子市横川町1073番地２クレメントⅡ102号
破産者　松田　純平
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３３号
東京都八王子市西寺方町535番地７
破産者　前島　悠吏
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３４号
東京都八王子市戸吹町155番地１パルグレイス206号
破産者　野村　栄一
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４５５号
東京都調布市染地３丁目１番地24多摩川住宅ハ－５－405
破産者　杉山　千穂
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４８６号
静岡県伊東市宇佐美1659番地の14
破産者　株式会社丸伊
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
三重県四日市市白須賀３丁目５番10号
破産者　システムサポート株式会社
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
三重県四日市市川原町22番７号
破産者　有限会社茶富園
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
広島県三原市沼田東町釜山420番地の１
破産者　藤本表具有限会社
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１７２号
高知市介良甲869番地、商業登記簿上の本店所在地高知市介良甲877番地１
破産者　有限会社光自動車販売
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３６号
高知県南国市左右山471番地１
破産者　大中　春男
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係